

あけましておめでとうございます。今年も宜しく願いたします。壬寅年元旦

① **会内活動** ～色々な活動を行っています！～

- ◆「**此花区在宅医療・介護連携相談支援室相談**」(相談無料): 随時(主に電話相談)
新型コロナウイルスのワクチン接種の情報提供等を行いました。
- ◆「**大阪市在宅医療・介護連携支援コーディネーター連絡会**」: 12月27日(月)開催(於・中央区民センター)
高齢者等在宅医療・介護連携事業における各区の取り組み報告と「来年やってみたい取り組み」として、意見交換がありました。その中で、改めて情報共有の重要性が確認されました。
- ◆「**此花区認知症ネットワーク会議**」**実行委員会**: 1月12日(水)開催(於・HABAクリニック)
「この花区認知症支援map」の改訂作業の状況報告があり、また、認知症声かけ事業(民生委員児童委員・区社会福祉協議会主催)の検討などを行いました。
- ◆**第5回「在宅医療連携を推進する会」**: 1月20日(木)開催(於・此花区役所)
在宅医療・介護連携推進事業や認知症初期集中支援事業等の進捗状況の報告、各団体等からの連絡や活動報告等がありました。
- ◆「**大阪市在宅医療・介護連携支援コーディネーター連絡会**」: 1月24日(月)開催(於・中央区民センター)
高齢者等在宅医療・介護連携事業における各区の取り組み報告と高齢者の成年後見制度など権利擁護に関する研修がありました。
- ◆「**まちの保健室**」(相談無料): ①10月21日(木)・②11月18日(木)開催(於・伝法UR会議室)
久しぶりに開催されました。区民の参加は①17名と②11名で、健康や介護等の相談がありました。なお、相談員は訪問看護師を中心に、①9名、②10名でした。

② **お知らせ** ～詳細は、事務局(06-6462-0572)までお問合せ下さい！～

- ◆**多職種連携・ACP実践のための“エチケット”講座(研修)**: 「此花区医師会エチケット集」の刊行に伴い、多職種が踏まえておくべきエチケット・マナー、連携のポイント、或いは最新法務情報についての研修となります。2月24日(木)午後2時開催予定です(Zoomのみ)。
- ◆**此花区医師会嘱託産業医紹介システム**: 嘱託産業医の紹介依頼に応えるべく体制を整備し、会内用の「嘱託産業医紹介システム手引書」を作成し、ホームページにアップしました。
- ◆**此花区医師会職員の指定感染症等感染状況に基づく対応に関する規程**: 職員に、新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者が出た場合の対応についての規程を定めました。
- ◆**ファイザー社ワクチンの有効期限の延長**: 昨年9月10日(金)、同ワクチンの有効期間が6か月から9か月に延長されました。それに伴い、厚生労働省から有効期限が2月28日まで又はそれ以前の有効期限となっているワクチンは、有効期限が3か月長いものとして取り扱って差し支えない旨の通知がありました。1月31日→4月30日、2月28日→5月31日になります。ワクチンシールの印字に気を付けて下さい。
- バリアフリー・慢性期医療展・看護未来展・在宅医療展2022**: リアル展示会は6月8日(水)～10日(金)の開催(於・インテックス大阪)で、また、オンライン展示会も、5月16日(月)～7月29日(金)の開催となりました。併せて、防犯防災総合展 2022 等も同時開催されます。

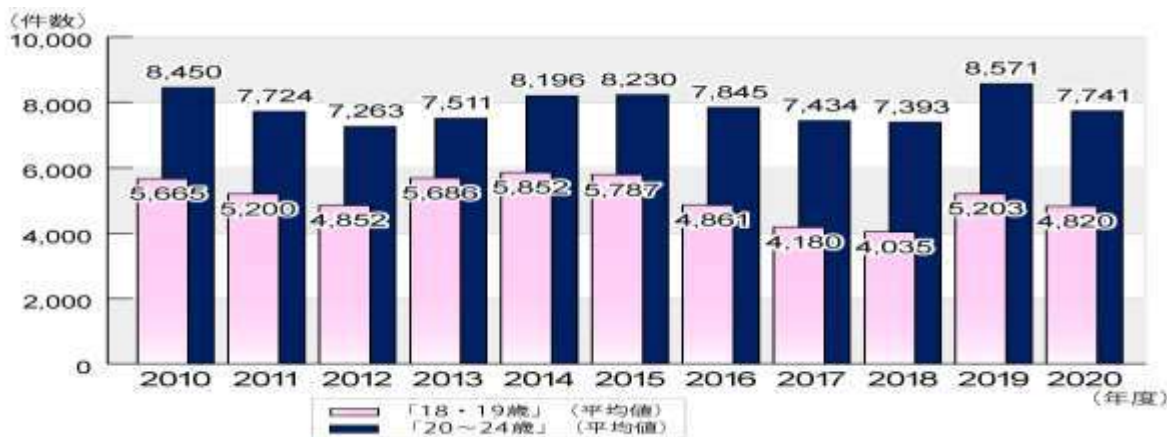
③ご案内 ～色々ご利用下さい！～

- 大阪市新型コロナワクチンコールセンター：06-6377-5670(毎日9:00～18:00)
- 大阪府自宅待機者等24時間緊急サポートセンター(自宅待機SOS)：0570-055-221(24時間対応)
- こころの健康相談統一ダイヤル：0570-064-556 [まもろうよこころ](#)で検索すれば、取組み紹介など
- みんなの人権110番：0570-003-110(平日8:30～17:15)
- 児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783 ●同虐待対応ダイヤル：189
- 大阪府防災通信協会防災相談所：06-6946-1060(TEL&FAX) ※防災、防火、防犯など
- 国民生活センター消費者ホットライン：0120-213-188か188(全国共通)

④トピックス ～成年は20歳から18歳になります！ <PRも見て下さい>

☆**民法改正**：一昨年より、賃貸借契約で個人連帯保証人がいる場合、極度額(賃借人債務の保証限度額)の設定が義務付けられています。これがない場合は、無効となります。賃貸物件に入居、或いは、介護施設に入所の際、契約に連帯保証人等が必要な場合は要注意です。他に、賃借人の修繕に関する要件の見直しや敷金に関するルールが明確化されました。

☆**成年年齢の引き下げ**：民法改正により、4月1日(金)から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずにした契約には、未成年者取消権があり、その契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は取消権の行使ができなくなります。そのため、20歳代前半で多くみられるもうけ話や美容関連の消費者トラブルに、成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがあり、注意が必要です。下記は、国民生活センターにおける年度別相談件数(18・19歳と20～24歳)の推移です。



☆**風疹の日**：2月4日(金)です。風疹の流行(1982年、1987年、1992年、2012年、2018年)は突然くることから、厚生労働省では、正しい理解のための啓発イベントを行っています。

☆**防災と防火の日**：1月17日(月)は「防災とボランティアの日」で、災害に備え、ハザードマップを確認しておくことやボランティア活動等について考える日とされています。また、1月26日(水)は「文化財防火デー」で、貴重な文化財を火災等の災害から守る日とされています。

PR [此花区医師会訪問看護ステーション](#)：四貫島 2-18-13・電話 6460-3356/FAX 6460-3358
ケアプランセンター併設で、看護師、作業療法士、主任ケアマネジャー(看護師資格)が在籍しております。受付時間は、9:00～17:00(土日祝・年末年始除く)です。